

平成 30 年度千葉県民体育大会第二部ゴルフ競技

(女子 種別) 36 ホール ストロークプレー

開催日 平成 30 年 6 月 2 日 (土)、3 日 (日) 大栄カントリー倶楽部

競 技 規 定

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

「公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I(B)1b」を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

5. 使用クラブの規格

「適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a」を適用する

(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

6. ホールとホールの間での練習禁止

「ゴルフ規則付 I(B)5b」を適用する (ゴルフ規則 181 ページ参照)。

7. プレーの中断と再開

(1)プレーの中断 (落雷などの危険を伴わない気象状況) については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 連続する 3 回の短いサイレン (繰り返し)

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン (繰り返し)

8. 移動

正規のラウンド中の移動について「ゴルフ規則付 I(B)8 移動」を適用する

(ゴルフ規則 183 ページ参照)。

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は「ゴルフ規則付 I(B)2」を適用する (ゴルフ規則 179 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1) 境界は白杭をもって表示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線を持ってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線。ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を表示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を表示する。
4. 動かさない障害物とする。(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人口の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
5. クローズド (Closed) の標識のある予備グリーン (カラーを含む) はプレー禁止の修理地 (スルーザグリーン) とし、その上に球があるかスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則 25-1 b (i) を適用しなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。
6. 樹木保護のための巻物施設 (巻網など) は樹木の一部とみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティグラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
3. 正当な理由なくして、前の組から15分以上遅れた時は、ペナルティを課すことがある。
4. 8時迄に受付を終了し8時50分練習グリーン脇に集合の事。(厳守)
5. 打放し練習場に於いては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コインを限度とする。

国体対策委員長 阪田 哲男

距離表 OUT

HOLE NO.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
PAR	4	4	5	3	4	4	5	3	4	36
YARDS	420	353	544	180	407	326	517	160	354	3,261

IN

HOLE NO.	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
PAR	4	4	5	3	4	5	3	4	4	36	72
YARDS	391	405	548	180	343	514	160	369	354	3264	6,625